

重要事項説明書(短期入居生活介護・予防短期入居生活介護)

1. 法人及び事業所の概要

法人名	社会福祉法人 康仁会
事業所名	特別養護老人ホーム はなの家とむろ
所在地	神奈川県厚木市戸室5-9-15
法人代表者氏名	川崎 智隆
開設年月日	2012年 1月 4日
利用定員	10名
介護保険事業所番号	1472901436
管理者	管理者 北島 揚子
連絡先	電話 046-225-8787 ファックス 046-225-8711

2. 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

介護保険法に基づく短期入所生活介護・予防短期入所生活介護サービスの提供。

(2) 施設運営の方針

当施設で、要介護状態または要支援状態と認定された利用者(以下「利用者」という)に対して、その者の有する能力に応じ可能な限り自律した日常生活が営むことができるようにするとともに、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

3. 施設の詳細と概要

(1) 定員

10名

(2) 居室

全室個室(ユニット型)10室(約13.5㎡・洗面台つき)

(3) ユニットの設備

全1ユニット

各ユニットに共同生活室(共用キッチン含む)、トイレ(2ヶ所)、個別浴槽(1ヶ所)、介護ステーション

(4) その他の設備

<1階>医務室、地域交流スペース、厨房、洗濯室等

<4階>1ユニット(10名のユニットが1つ)、特殊浴槽(1ヶ所)、相談室

※居室の状況により、長期入所の空床利用型短期入所生活介護・予防生活介護を行なう場合もあります。

4. 事業所の職員及び勤務体制

(1) 配置職員の職種とその役割

従事者の職種及び職務内容は次のとおりとし、必置職については法令の定めるところによります。

職種	職務内容
施設長	介護老人福祉施設にかかわる従業者の総括管理、指導を行う。
看護職員	医師の指示に基づき、入居者の診療補助及び看護、保健衛生管理を行う。
介護職員	施設サービス計画に基づき、食事・排泄・入浴等の日常生活上の必要な介護・援助を行う。
介護支援専門員	短期入所生活介護計画・予防短期入所生活介護計画の原案の作成・変更及びモニタリングを行う。
生活相談員	利用者及び家族等の相談に応じ、必要な助言・支援を行う。
栄養士	利用者の栄養管理、栄養ケアマネジメント等栄養状態の管理を行う。
機能訓練指導員	医師等と協働してリハビリテーションの実施及び必要な指導、助言を行う。
事務員	施設における庶務及び経理、介護保険請求等の事務を行う。

(2) 職員配置

当施設では、介護保険法上の指定基準をもとに、以下の職員を配置しています。

職種	人員	勤務体制
管理者	1名(常勤 1名)	正規の勤務時間帯(8:30~17:15)・常勤
看護職員	6名(常勤 4名、非常勤 2名)	正規の勤務時間帯(8:30~17:15)
介護職員	49名(常勤 40名、非常勤 9名)	3交替制(早番・遅番・夜勤)
生活相談員	3名(常勤 3名、非常勤 0名)	正規の勤務時間帯(8:30~17:15)・常勤
介護支援専門員	2名(常勤 2名、非常勤 0名)	正規の勤務時間帯(8:30~17:15)・常勤
管理栄養士	1名(常勤 1名、非常勤 0名)	正規の勤務時間帯(8:30~17:15)・常勤
機能訓練指導員	4名(常勤 2名、非常勤 2名)	正規の勤務時間帯(8:30~17:15)・常勤
事務員	5名(常勤 5名、非常勤 0名)	正規の勤務時間帯(8:30~17:15)・常勤

(3) 職員の処遇等

当施設では、社会福祉法人康仁会の就業規則により、職員の就業に関する事項を定めています。

- ① 職員の資質向上のために、施設はその研修の機会を確保します。
- ② 夜勤を行う職員は年2回、その他の職員は年1回、社会福祉法人康仁会が行なう健康診断を受診する必要があります。

5. サービスの内容

(1) 基準サービス

入居者ごとの機能や生活ペースに可能な限り合わせ、必要な日常生活上の介助・支援を行ないます。基準サービスについては、介護報酬により料金が定められています。

	内容
食事	・利用者の身体状況及び栄養、嗜好を考慮した食事を提供します。 ・利用者の自立支援のため、ユニット内共同生活室(リビング)でとっていただくことを原則とします。 ○朝食 おおむね 8:00～ ○昼食 おおむね12:00～ ○夕食 おおむね18:00～
排泄	・利用者の心身状態に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な支援を行います。
入浴	・利用者の身体状態に合わせて、入浴又は清拭を週 2 回行います。(ただし、医師から入浴が適当でないと判断された場合はこれを行わない場合もあります)
整容・着替え等	・利用者の心身状態に合わせて適切な支援を行うと共に、それぞれの持てる能力に応じ支援を行います。
健康管理	・緊急等必要な場合に協力医療機関等適切な医療機関に受診ができるよう、責任をもって引き継ぎます。
相談及び援助	・利用者及び代理人からの、日常生活上の相談等適宜対応し、可能な限りの相談援助を行うと共に、必要な関係機関につなぐよう努めます。
社会生活上の便宜	・当施設では、必要な教養娯楽等の設備を整え、入居者の嗜好や生活パターン等をできる限り考慮しながら、充実した日常生活が送れるよう適宜レクリエーション等を企画します。
送迎サービス	・自宅と施設間について、必要な方に送迎サービスを行ないます。 ・送迎を実施する範囲は、厚木市全域となります。

(2) 基準外サービス

基準サービス以外にも、以下のサービスの提供があります。内容により、別途実費がかかります(別紙利用料金一覧表をご参照ください)

	内容
理美容	・業者の出張(月 2 回程度)により、理美容サービスをご利用いただけます。 ・理美容料金は、利用申込み時に窓口にてお支払いいただきます。
特別な食事の提供等	・個人外出や行事等の際に、別途費用がかかることがあります。 ・嗜好等で特別な食事を提供します。その場合、別途費用がかかることがあります。
日用品	・原則として利用者、ご家族等でご用意ください。 ・ご用意の難しい方については、日用品の販売やレンタルのご用意をしていますのでご相談ください。
衣類	・原則として利用者、ご家族等でご用意ください。
電化製品等持ち込み	・日常生活に必要な物は、基本的に施設でご用意していますが、個人的に持ち込みを希望される場合は個別にご相談ください。 ・持ち込みの内容によっては、電気代の実費がかかります。

6. 利用料金及び支払について

(1) 利用料金

利用者の方からいただく利用者負担は、基準サービスに対する利用料(介護報酬にかかる負担金)と基準外サービスに対する利用料に分かれます。詳しくは別紙「利用料一覧表」の通りとなります。

※ 『必要となる場合は事前に詳細を説明の上、利用者の同意を得なければならないこと』とされています。疑問点等があればお尋ねください。

(2) 支払方法

利用者負担金は、前月料金の請求書及び明細書を毎月10日までに作成し、当該合計額を請求月の26日(土・日・祝日の場合は翌営業日)に所定の口座より引き落としにて支払うものとします。諸々の事情により引き落としが不可能の場合は、別途話し合いの上、双方合意した方法によるものとします。

7. 個人情報の保護及び秘密保持について

- (1) 当施設では、利用者の方に関する個人情報の管理について、「個人情報の保護に関する法律」及び当法人が策定した個人情報保護方針に基づき適切な取扱を行い、原則として施設サービスの提供やその質の向上の目的以外には使用しません。
- (2) 当施設は、サービス提供上知り得た利用者の方に関する個人情報を正当な理由無く第三者に漏らすことはありません。この守秘義務は契約終了後及び職員退職後も同様です。

8. 緊急時の対応方法

サービスの提供にあたり事故、体調の急変などが生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、代理人、嘱託医等に連絡をします。利用者に医療上、緊急の必要性がある場合で、代理人等に連絡が取れない時は、事業者の判断により協力医療機関等の医療機関へ利用者を搬送するものとします。

9. 協力医療機関等

嘱託医 原則 週1回 来所にて診察	社会医療法人社団 三思会 どうめい宮の里クリニック ○管理者：日野 浩司 ○所在地：神奈川県厚木市宮の里1-2-9 ○連絡先：046-280-6222
協力医療機関	社会医療法人社団 三思会 東名厚木病院 ○院長：北野 義和 ○所在地：神奈川県厚木市船子232 ○連絡先：046-229-1771
	社会医療法人社団 三思会 どうめい厚木クリニック ○院長：河野 昌史 ○所在地：神奈川県厚木市船子237 ○連絡先：046-229-3377
協力医療機関(精神科)	医療法人社団 やすらぎ会 神奈川中央病院 ○院長：能登 雅明 ○所在地：神奈川県厚木市関口 812-5 ○連絡先：046-204-2111
協力歯科医療機関	医療法人 社団 美風会 ハローデンタルクリニック ○理事長：宮田 肇 ○所在地：神奈川県大和市桜森3-8-18 ○連絡先：0120-009-040

10. 相談・苦情受付窓口

○ サービスに関する相談や苦情については、以下の窓口で対応いたします。

当施設窓口	電話番号：046-225-8787 ファックス：046-225-8711 苦情受付担当者：事務長 苦情解決責任者：施設長 対応時間：9:00 ～ 17:00
-------	--

○ 第三者委員に苦情相談を行なうこともできます。第三者委員に申し立てられた苦情について、施設は「苦情対応に関する規程」に基づき第三者委員と協力し、改善・再発防止に努めます。

第三者委員 石垣 公雄	住所：神奈川県厚木市寿町3-4-5 米山ビル301 連絡先：046-221-5556
第三者委員 服部 澄男	住所：神奈川県厚木市温水字宮原 704-1 温水ケアセンター内 連絡先：046-248-1121

ご意見箱も1階地域交流スペースに設置しておりますのでご活用ください。

○ 公的機関においても、以下の機関において苦情申出等ができます。

市町村介護保険相談窓口 厚木市役所介護保険課	所在地：神奈川県厚木市中町3-17-17 電話番号：045-225-2240 ファックス：046-224-4599 対応時間：8:30～17:00
神奈川県国民健康保険団体連合会(国保連)	所在地：神奈川県横浜市西区楠町27-1 電話番号：045-329-3400 ファックス：045-329-3404 対応時間：9:00～17:00

○ 厚木市以外にお住まいの方

市町村介護保険相談窓口	所在地： 電話番号： ファックス： 対応時間：
-------------	----------------------------------

11. 第三者評価の実施の有無 なし。

12. 非常災害時の対応・対策

(1) 非常時の対応

当施設では、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づきまた、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行ないます。

(2) 防火管理者の役割

防火管理者は、施設職員に対して、防火教育及び消防訓練を行ないます。

(3) 平常時の訓練や防災設備等

平常時の訓練	別途定める防災訓練計画に従い、年2回の昼及び夜間を想定した訓練を実施します。		
防災設備等	当施設は防火設備として以下のものを設置します。 ① スプリンクラー ④ 自動火災報知機 ⑦ 非常通報装置 ② 防火扉・シャッター ⑤ 誘導灯 ⑧ 非常用電源 ③ 避難階段 ⑥ 屋内消火栓		

13. 当施設ご利用の際に留意いただく事項

利用者及びその代理人は自らの意思と選択に基づき生活を送ることが基本となりますが、共同生活であることを深く認識し、施設の規則を守りお互いが気持ちよく生活できるようご協力をお願いします。

面会	・1年を通し、原則として10:00～16:00とします。 ・面会の際には、1階事務所に備え付けてある台帳に記名するものとします。 ・持参した物品、食品、市販薬等は必ず職員に申し出るようお願いします。
喫煙及び飲酒	・飲酒は、施設に申し出て許可された場合、決められた場所で行うことができます。 ・喫煙は、受動喫煙防止条例に基づき全館禁煙となっております。
所持品及び金銭の管理	・原則として、利用者及びご家族等でお願いします。 ・利用者及び家族で管理することが困難な事情のある方については、「利用者預かり金等の管理に関する規程」に基づき代行いたします。
宗教活動・政治活動	・宗教活動、政治活動、その他営利活動はご遠慮ください。
ペットの飼育	・原則としてペットの持ち込み及び飼育はお断りしています。
その他	・その他の利用者や職員等に対する迷惑行為はしないでください。

【 説明確認欄 】

年 月 日

サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明し交付しました。

事業者 特別養護老人ホーム はなの家とむろ
説明者 _____ 印

サービスの契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受け、内容に同意し交付を受けました。

利用者 _____ 印
代理人 _____ 印